

ライフパーク

life park

キッチンカースペース出店募集要項

令和4年1月

ライフパーク

【概要】

1. 名称 ライフパーク屋外物販・キッチンカースペース
2. 貸出期間 令和2年10月00日から令和2年00月00日まで
3. 申し込み 令和2年10月00日から令和2年00月00日まで
4. 施設運営者 ライフパーク
5. 出店場所 〒343-0015 埼玉県越谷市花田二丁目2番地8

【目的】

本敷地は、越谷市花田二丁目地内ヨークマート花田店先の角地（面積572.61㎡170坪）の立地を活かし、回遊性の向上に資する用地として適地であります。

そこで「ライフパーク」が、施設の屋外区画を貸し出すことで、新たな賑わいを創出することを目的とします。

【募集区画について】

1.出店者条件

①本事業の目的に賛同する個人又は法人（団体を含む）でキッチンカー・屋台・チャレンジ出店・企業出店を営業する方を対象とします。

②第三者へのサブリース（又貸し、転貸）等を行えません。申込み時に提出いただく出店申込書に記載した事業のみを行うことが条件となります。

③キッチンカースペース以外では、飲食業の営業は行いません。

【会場区割り概略図】

ヨークマート駐車場

2.募集区画

①キッチンカー区画は6区画、スペースは、約21.0㎡（約3.0m×約7.0m）となります。

②チャレンジ出店区画は3区画、スペースは、約4㎡（約2m×約2m）となります。

③企業出店区画は2区画、スペースは、協議により決定する。

④貸出区画の位置選定や敷地内での配置詳細については、申込書に記載いただく希望区画を元に「ライフパーク」が決定します。状況によりご希望に沿えない場合がありますのでご了承ください。

3.出店登録

登録にあたって、下記必要書類をご提出下さい。

- ①飲食出店申込書
- ②越谷市営業許可証の写し 1部
- ③食品衛生責任者又はそれに代わる資格証明書の写し 1部
- ④生産物賠償責任保険(PL 保険)等の証明書の写し 1部

4.出店料

- ①キッチンカースペースは、平日 5,000 円/日、土日祝日 8,000 円/日
- ②催事出店スペースは、平日 3,000 円/日、土日祝日 5,000 円/日
- ③創業支援、チャレンジショップスペースは、平日 2,000 円/日、土日祝日 3,000 円/日
- ④企業出店スペースは、ブース面積により決定します。
- ⑤敷金・礼金・仲介手数料はありません。
- ⑥出店料は契約時一括現金前払いとなります。ただし、一週間以上の契約の場合は、一週間毎の現金前払いとなります。
- ⑦生産物賠償保険等に必ず加入し、その証明となる書類の写しを提出して下さい。
万が一業務場所の利用者又は第三者に対して損害を与えた場合は、責任をもって対処するものとします。

※出店者用駐車場（検討）

5. キャンセル・返金

- ①原則、出店申込後のキャンセルはできません。出店料の返金もいたしません。
特に、前日、当日のキャンセルは禁止します。無断キャンセル禁止！ 無断キャンセルが生じた場合は、以後の出店をお断りいたします。
- ②前記にかかわらず、天災など出店困難と「ライフパーク」が認めた場合については、出店を中止いただき、後日出店料を返金いたします。

6.出店時間

- ①出店時間は、午前 10 時 00 分～午後 8 時 00 分とします。

7.ブースの利用

- ①出店時は、決められた枠内にてブース展開を行って下さい。

②出店終了後は、出店スペースの現状復帰に努めて下さい。飲食物等により出店スペースが汚れた場合は、出店者が責任を持って清掃をしてからお帰り下さい。

8.取扱品目と販売価格

- ①取扱品目は、事前に届けるものとし、届出のなかった品目の提供は禁止します。
- ②販売価格については、適正な範囲内にて設定して下さい。

9.搬入・搬出

- ①搬入は、午前9時40分までに行って下さい。※時間厳守です！
- ②搬出は、午後8時30分までに退出して下さい。 ※時間厳守です！
- ③搬入・搬出時の車両乗り入れは、安全を最優先でお願いいたします。

10.接客マナー

- ①接客態度やサービスについては十分にご配慮をお願いいたします。
- ②お客様からのクレームが多数寄せられた場合、出店をお断りいたします。

11.ゴミ清掃の実施・衛生面対策

- ①出店場所の清掃は、出店前と終了後に必ず行って下さい。
- ②ゴミ箱の設置を義務付けます。自店の前の目立つ位置にゴミ箱を必ず設置し、そこで出たゴミは必ず持ち帰って下さい。又、ゴミ箱が満杯にならないよう、小まめにゴミ袋の交換を行って下さい。
- ③感染症対策の手洗いの実施、清潔感のある服装等、来店者に不愉快を抱かせないように対応して下さい。

12.給排水、電源等

- ①給水所や電源はありません。水や発電機は各自ご持参下さい。発電機は所定位置へ設置して下さい。
- ②調理等で使用した雑排水は必ず持ち帰って下さい。
- ③施設内は、車両のシンク以外での洗い物は一切禁止しています。

13.営業許可関係

- ①営業者は、申請し許可された車両のみを施設内に乗り入れて営業できるものとします。
- ②保健所より交付された営業許可書は、必ず携帯することとします。
- ③本人以外の出店は認めません。(法人は代表者とします。)
- ④過去に食品衛生法、又はこの法律に基づく処分を受けたことがある方はお断りいたします。
- ⑤暴力団、暴力団関係企業若しくは、これらに準ずる者又はその構成員の方はお断りします。

14.車両事故・衛生面での事故・その他トラブル

- ①車両事故や飲食物販売に関する事故が発生した場合は、全て自己の負担において賠償していただきます。

- ②食品の取扱については、食品衛生法及び関係法令の法規定・衛生基準を遵守し、監督官庁の指示に従うだけでなく、出店各自が自主責任として、食中毒や感染症、事故、苦情が発生しないように十分注意して下さい。万が一、事故が発生した場合は、出店者自らの責任と費用を持って対応して下さい。
- ③出店商品などの管理、保護については出店者各自が責任を負うものとし、盗難・紛失・火災・損傷・事故・気象災害等に対して、「ライフパーク」は、その損害を補償いたしません。

15.その他、違反行為

- ①他の出店者の妨げとなる迷惑行為は禁止します。営業条件を遵守できない場合は、途中でその日の営業を停止、又は、登録を取り消し、以後全ての日程の営業を停止することとします。
- ②前記により営業を停止、又は登録を取り消すことによって被る損害については、「ライフパーク」はこれを補償いたしません。この場合、当日の出店料金は支払っていただきます。
- ③出店者間においては、健全な関係性を保つよう努めるものとします。出店者間同士のトラブルには、厳重な処分をもって対処させていただきます。

16.免責事項

出店者が以上の項目に違反した行為、又は、不正もしくは違法な行為によって「ライフパーク」に損害を与えた場合、「ライフパーク」は当該出店者に対して相応の損害賠償の請求ができるものとします。

※※※ life Park ※※※ 出店申込書

私は、ライフパーク屋外物販区画・キッチンカー出店募集要項に記載の内容を理解し、「キッチンカー（移動販売車）事業者申請要領に基づき、キッチンカー事業者として次のとおり申し込みします。

本申請書の記載内容及び以下①～③の添付資料については、事実と相違ありません。

- ① 越谷市営業許可証の写し 1部
- ② 食品衛生責任者又はそれに代わる資格証明書の写し 1部
- ③ 生産物賠償責任保険(PL 保険)等の証明書の写し 1部

| | | | |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------|------------------|---|
| 申込日 | 令和 2 年 月 日 | | |
| 商号又は名称 | (ふりがな) | | |
| 店舗名 | (ふりがな) | | |
| 代表者名 | (ふりがな) | | Ⓔ |
| 所在地 | 〒 ー | | |
| 電話番号 | TEL | FAX | |
| 出店希望日 | 令和 2 年 月 日～令和 2 年 月 日 | | |
| 営業時間 | 午前 10 時～午後 8 時まで | | |
| | | | |
| 食品衛生責任者又はそれに代わる資格 資格名 | (ふりがな) 資格名 | (ふりがな) 資格保有者名 | |
| 連絡責任者 | (ふりがな) | TEL | |
| 備考 | | | |